



議案第二十九号

農村地域農業構造改善事業東小鹿地区ほ場整備事業計画に

ついて

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十五年三月十一日

三朝町長 松村喬成

昭和五十五年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎

- 一 事業の名称及び工事名 農村地域農業構造改善事業  
東小鹿地区ほ場整備工事
- 二 施行場所 三朝町大字東小鹿地内
- 三 工事の概要 区画整理 一四・六ヘクタール
- 四 事業費 九八、七〇〇、〇〇〇円
- 五 事業の実施方法 請負
- 六 工事の時期 昭和五十五年度から三箇年間